

三 郷 市 物 品 購 入 契 約 約 款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

(検査等)

第2条 発注者は、当該物品の納入を受けたときは、10日以内に受注者の指定する者の立会いのもとにこれを検査するものとする。

2 検査の結果不合格品があれば、受注者は速やかに良品との交換又は修繕を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

(代金の支払)

第3条 発注者は、納入品の検査を完了し、完納されたことを確認した後、請求を受けた日から30日以内に受注者に代金を支払うものとする。

2 契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、特段の変更手続きを行うことなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(損害の負担)

第5条 納入検査完了以前に生じた当該物品の滅失、き損、変質、その他一切の損害は全て受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する場合は、この限りではない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災その他受注者の責に帰すことができない事由により納入期限内に当該物品を完納することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による納入期限の短縮等)

第7条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 受注者の責に帰すべき事由により、納入期限までに当該物品を完納することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に年度当初における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）で計算した額とする。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を徴せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする（以下同じとする）。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第3条の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なしにこの契約を履行しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により納入期限内に当該物品を完納しないとき又は納入期限経過後

相当の期間内に当該物品を完納する見込みが明らかでないとき。

(3) 受注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時当該業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第9条の2 次の各号の一に該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- （発注者の任意解除権）

第10条 発注者は、当該物品が完納されるまでの間は、第9条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の場合により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の解除権）

第11条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- （契約不適合責任）

第12条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は受注者に対し、代品の納品、物品の補修又は部品の交換による履行の追完を請求することができる。

- 2 受注者が前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合に応じた物品の代金の減額を請求し、あるいは、受注者の負担で発注者自ら履行の追完を行うことができる。発注者自ら履行の追完を行う場合において、受注者に生じた損害について、発注者はその賠償の責任を負わないものとする。
- 3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が受注者の故意または重過失による場合は、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者による損害賠償請求及び第9条第1項による解除権の行使を妨げない。

(補則)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。